

郡山市議会議長交際費支出基準

1. 趣 旨

議長交際費の適正かつ公正な執行を図り、議会に対する市民の理解と信頼を深めるため、その支出については、この基準によるものとする。

2. 議長交際費

議長交際費とは、議長等が郡山市議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

3. 支 出

議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、金額が社会通念上妥当であると認められる範囲において行うものとする。

4. 支出区分

議長交際費の支出区分については、つぎのとおりとする。

支出区分	説 明	支 出 基 準
会 費 等	議会に関する各種団体等が催す祝事、記念行事、総会、懇親会、新年会等に対する会費等	会費相当額 会費明記なしの場合は、10,000円以内で相当と認められる額
参 加 費	市議会の円滑な運営に有効な研修会及び人的交流をもつ会への参加費	参加に要する費用について、定められた額
香 料	市議会関係者及びその親族の葬儀に対する香典、生花代等	別表のとおりとする
見 舞	市議会関係者の傷病・災害等に対する見舞	社会通念上、妥当と認められる額
接 遇	海外・姉妹都市等からの来訪者の歓待及び市議会の利益のために行われる対外的折衝に伴う懇談会費	社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額
そ の 他	上記のほか、市議会の円滑な運営に効果があると認められる場合の支出	社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額

5. 支出範囲

議長交際費の支出範囲については、つぎのとおりとする。

役 職	支 出 範 囲
議 長	上記行事等に出席する場合
副議長 議会運営委員会委員長 常任委員会委員長等	議長に代わって議会を代表して上記行事等に出席する場合

6. 議長交際費の見直し

議長は、議長交際費支出の内容や金額が、市民感覚とかけ離れることなく、また、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しをするものとする。

7. その他

この基準に定めのない事項については、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

対 象	花輪等	香 典	弔電	備 考
市議会議員	○	10,000円	(○)	告別式欠席の場合
上記配偶者、一親等血族、同居一親等姻族	○		○	
上記別居一親等姻族			○	
前市議会議員(退職後4年以内)		10,000円	(○)	告別式欠席の場合
市特別職	○	10,000円		
上記配偶者、一親等血族、同居一親等姻族	○			
上記別居一親等姻族			○	
県内市議会及びこおりやま広域連携中枢都市圏域内町村議会正副議長		10,000円	(○)	告別式欠席の場合
上記配偶者、一親等血族、同居一親等姻族			○	
上記別居一親等姻族			○	
県知事・郡山選出国會議員・県議会議員	その都度協議			
上記配偶者、一親等血族、同居一親等姻族	その都度協議			